

毎週火、金曜日発行（但休日を除くとあは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

鳥取県告示第五百十号

昭和三十四年九月二十九日
鳥取県知事 石破二朗
り解除する。

昭和三十四年四月鳥取県告示第百九十五号（児童福祉
收容施設措置費の保護単価）の一部を次のように改正し、
昭和三十四年六月一日から適用する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石破二朗
事務費の保護単価別表工中

| | | | | |
|-------|---|----------|-------|----------|
| 鳥取母子寮 | 乙 | 2,548.61 | 3,795 | 2,548.17 |
| | | 1,664.37 | 3,795 | 1,664.17 |

告 示

鳥取県告示第五百九号

昭和三十四年八月鳥取県告示第四百三十八号による牛
の移入禁止区域の指定は、昭和三十四年九月二十九日限

に改める。

鳥取県告示第五百十一号

昭和三十四年八月十日付で気高郡気高町大字下光元池原恒一ほか十五名の者から申請のあつた下光元土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一
条第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測
量及び物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十二号

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十三条规定により一時保護を加えた児童の所持しているものであるが、この金品について返還請求権を有する者は公告の日から一年以内に申し出られたい。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

児童が金品を所持するに至った事由

昭和三十四年七月二十日午后五時頃山陰本線青谷駅構内にて五百円を拾得し駅長に届け出ずして着服横領しそのうち参拾円はその

児童が消費した。（宝木警察署長より通告による）

公 告

昭和三十四年九月十七日施行したクリーニング師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十四年九月二十九日

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 鳥取県知事 石 破 | 二 朗 | |
| 川上 英雄 | 清水 忠義 | 広坂 美徳 |
| 田中安太郎 | 河野 延雄 | 中島 德 |

| | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|
| 現 金 | 種 類 | 數 量 | 形 狀 |
| 四七〇円 | | | |
| 一五〇〇円 | 貨 札 | 一四 | |
| 児童が消費した。（宝木警察署長より通告による） | | | |

昭和34年9月29日 火曜日 鳥取県公報 第3060号 4

鳥取県吏員昇任試験及び鳥取県期限付職員措置試験の
試験日を十一月二十九日に延期する。

昭和三十四年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

昭和四年四月十五日第三回
物認可

発行日 火、金

印 発
刷 所
鳥 取 县
鳥 取 市
東 町
縣 印 刷 所